

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜県知事

「コロナ社会を生き抜く行動指針」の改訂について（通知）

日頃は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、3月8日からの県の対策を示した「新型コロナウイルス緊急対策～第3波の終息を目指すとともに・再拡大を措置～」(3月8日～4月上旬)が策定されたことに伴い、標記の行動指針を改訂いたします。

については、貴会におかれましてもご協力・周知をお願いいたします。

添付資料

- 資料 1 「新型コロナウイルス緊急対策～第3波の終息を目指すとともに・再拡大を措置～」(3月8日～4月上旬)
- 資料 2 コロナ社会を生き抜く行動指針（新旧対照表を含む。）
- 参考資料 1 「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」(令和3年3月5日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
- 参考資料 2 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

所 属	岐阜県法務・情報公開課		
担当係長	青 山	担当	伊 藤
T E L	058-272-1111（内線2112）		
E-mail	c11124@pref.gifu.lg.jp		

新型コロナウイルス緊急対策 ～第3波の終息を目指すとともに、再拡大を阻止～ 3月8日～4月上旬

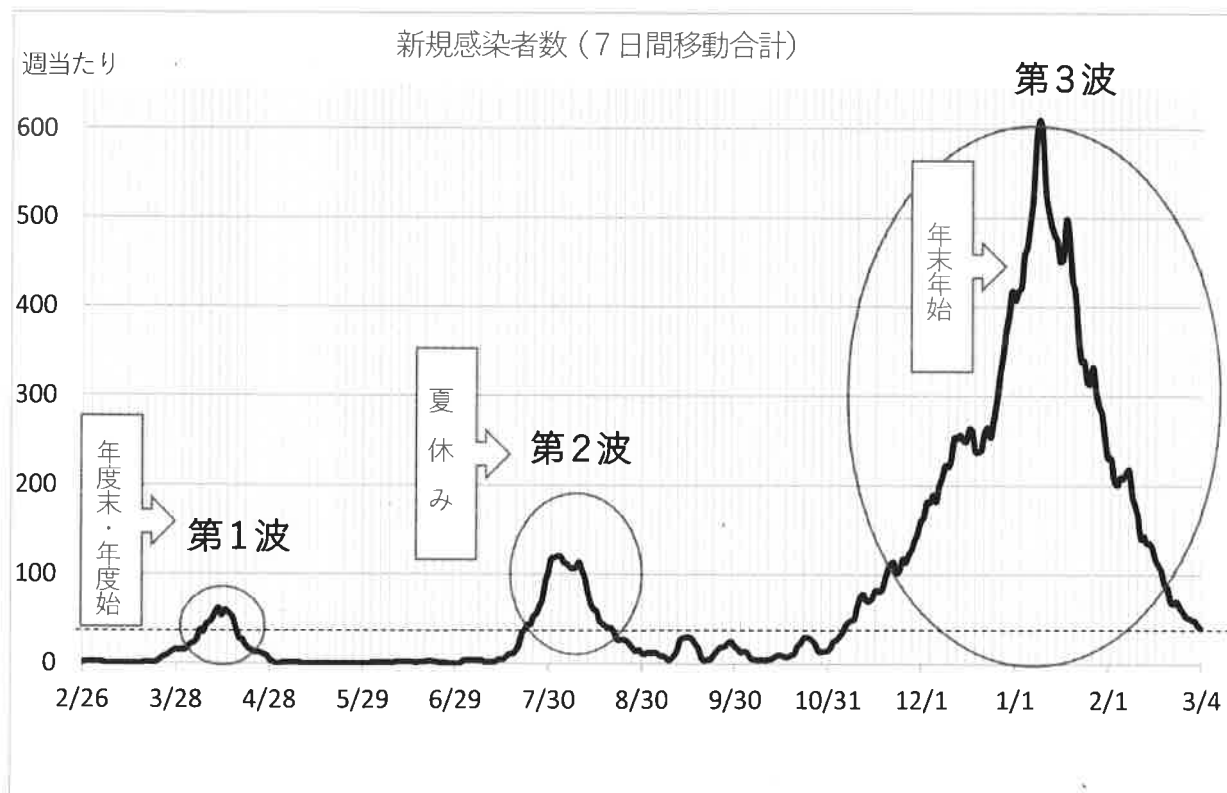
令和3年3月5日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

第3波を受け、約4か月にわたる対策の結果、現在、本県は国の指標全てで「ステージ2」となり、「緊急事態宣言」も解除されました。

しかし、第3波は決して終わったわけではありません。感染者も必ずしも下がりきっておらず、昨年の教訓から見ても、感染リスクの高い春の行事、人の流れが増加する今後1か月は嚴重注意の季節です。

振り返れば、第1波は「年度末・年度始め」、第2波は「夏休み」、第3波は「年末年始」と、人の動きが活発となる時期を契機に感染が拡大してきました。また、感染の波の幅は広がり、山は高くなってきました。

したがって、リバウンドのきっかけとなりうる全国的な人の移動が多く、職場や学校の区切りとなるこれからの時期は特に警戒が必要です。



加えて、

- ・ 感染抑制の切り札であるワクチン接種はまだ始まったばかり
- ・ 県内死亡率が上昇(全体の死亡率2.4%、うち70歳以上の死亡率13.4%)
- ・ 感染力が高いとされる「変異株」が県内で確認され、今後拡大の懸念
- ・ 無症状・軽症が多い若者にあっても後遺症に苦しむケース有り
- ・ 首都圏1都3県は未だ「緊急事態宣言」の対象地域

など、脅威は存在し、決して警戒を緩めてよい状況ではありません。

こうした状況から、私達はまず収まりきっていない「第3波の終息」を目指し、さらに感染を抑え込み、「再拡大を阻止」する必要があります。

県民の皆さまには、基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、三密回避など）を「ウィズコロナ」の生活習慣として身に着けることを前提に、今後の「感染リスクの高い春の行事（歓送迎会、新歓コンパ、花見の宴会、飲食を伴う謝恩会）などの徹底回避」をお願いします。

県においても、本緊急対策で位置付けた「医療・福祉対策」「学校教育対策」などを、着実に実施してまいります。

加えて、長引くコロナ禍の影響を受けた事業者に対し、事業継続や雇用の維持、アフターコロナを見据えた事業展開等につながる支援など、「経済・雇用対策」を進めます。

本対策は、実施2週間を目途に中間評価を行います。

さらに、県内の感染状況等が、国の基準「ステージ3」相当となった場合など、状況の変化に応じ速やかに対策を見直します。

対策１ 県民及び事業者における「行動変容」の徹底継続

大前提として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、三密回避）の徹底継続』を。

- ・ 飛沫感染対策：マスク着用（「口が災いの元」。しっかりブロック）
- ・ 接触感染対策：手洗い（頻繁・丁寧に）
- ・ 人との距離確保：〔フィジカル・ディスタンス（物理的距離）〕
- ・ 三密（密閉・密集・密接）の場の徹底回避を。
- ・ 体調の異変（発熱など風邪症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさなど）を感じたら全ての行動（出勤、通学、会合など）をストップ。

(1) 感染リスクの高い春の行事などの徹底回避

- ・ 歓送迎会、新歓コンパ、花見の宴会、飲食を伴う謝恩会及びこれに類するものについては徹底回避。

(2) 卒業旅行等（大規模会食の回避が徹底されないもの）の自粛、延期

- ・ 卒業旅行をはじめとする旅行のうち、大人数での会食の回避が徹底されないものについては当面、自粛・延期。
- ・ 緊急事態措置を実施する地域及び感染が拡大している地域への旅行は自粛、延期を。
- ・ 発熱等の症状がある場合は旅行を控えること。
- ・ 時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間での行動を。

(3) 「県をまたぐ移動」「外出」「飲食」に関する慎重な判断

- ・ 外出は必要性和安全性を慎重に検討し、空いた時間と場所を選んで。
- ・ 県をまたぐ移動：緊急事態措置を実施する地域への移動は慎重に。
- ・ 飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話はマスクを着用。可能な限り家族やパートナーと。大人数は避けて、慎重に。
- ・ 感染防止対策が取られた店を選択。（換気が良く、座席間の距離も十分、適切な大きさの亚克力板の設置、混雑する時間を避ける）
- ・ 「ＧｏＴｏイート」の食事券新規発行は当面見合わせ。既発行分については感染防止対策を徹底の上、利用（使用期限は６月３０日まで延長）。

(4) 飲食店はじめ、各業界における感染防止対策の徹底

- ・ 事業者、利用者双方の感染防止対策の徹底継続が不可欠。
- ・ 本県が国の6基準すべてで「ステージ2」に至っていること、「緊急事態対策」延長以降、飲食店クラスターが発生していないことにかんがみ、飲食店等への時短要請を解除。
- ・ 各職場や店舗等において、業種別ガイドラインを遵守徹底。
- ・ 飲食店等は、感染防止対策を実施し「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を掲示。県、市町村は取組みの啓発、普及を促進。
⇒「飲食店」におけるステッカー普及率75.6%（3月4日時点）
- ・ 特に「接待を伴う飲食店」は、業種別ガイドラインの遵守を徹底し、感染防止マニュアルを作成、提出。県、市町村は取組みの啓発を促進。
⇒「接待を伴う飲食店」のマニュアル提出率93.5%（3月4日時点）
- ・ 県・市町村はクラスター発生店舗に対して、ガイドライン遵守を働きかけ、現地調査を実施。対策を指導の上、マニュアルを点検。
⇒2月末までに24店舗に対し調査指導を実施
- ・ 特に、次の点に留意。
 - ・ 店内換気：二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整。
 - ・ 人数：大人数は避けて、慎重に。
 - ・ 間隔確保：同一グループ内の人と人との間隔、及び他のグループとのテーブル間の距離を一定以上（目安1～2m）に確保。距離の確保が困難な場合には飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなど工夫。
 - ・ 大声：店内での会話の声が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫。
 - ・ その他：席の近くに消毒液を設置。店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

(5) 在宅勤務、時差出勤など、出勤者減少の取組みの継続

- ・ 出勤者減少の取組み（テレワーク、ローテーション勤務の推進等）。
- ・ 職場における、「ぎふコロナガード」（ひとりひとりが感染対策を実施できているかを見守る係）を活用した感染防止対策の徹底。特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に十分に注意。

(6) イベントの開催制限の継続（上限について一定緩和）

- ・ 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方。
 - ・ 大声での歓声、声援等が想定される場合は、収容率は50%以内。
※異なるグループ又は個人間では座席を一席空ける。同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要なし（この場合、収容定員の50%を超えることもある）。
- ⇒以上、いずれも10,000人を上限とする（4月11日まで）。
- ・ 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）は引き続き、徹底的に警戒。密になりがちな集会も回避。
 - ・ 収容人数が5,000人を超えるような大規模施設においても上記の趣旨を徹底。

(7) 外国人県民への感染防止対策・情報提供

(7)-1 外国人も利用しやすい検査・入院体制

- ・ プライマリ・ケア・ドクター（かかりつけ医）の設置。
- ・ 外国語での検査に関する相談窓口の設置。
- ・ 宿泊療養施設に外国語通訳を配置。

(7)-2 外国人県民への国籍や生活習慣等に応じた情報提供

- ・ 外国人県民、派遣事業者、技能実習生受入企業への情報提供。
- ・ SNS等を活用した具体的な感染拡大事例の情報提供。
- ・ イースター（4月4日）など、外国人特有の伝統や風習に根差したお祭り等における感染防止対策の呼びかけを徹底。

（外国人県民の多い市における主な対応：3月4日現在）

対策	実施済	実施中・準備中
外国人全世帯への啓発チラシの郵送配布	岐阜市、関市、美濃加茂市、各務原市、可児市	多治見市
派遣事業者を直接訪問し注意喚起	関市、美濃加茂市、各務原市、可児市	岐阜市、多治見市、瑞穂市
保育所への直接訪問による啓発	岐阜市、多治見市、関市、美濃加茂市、可児市	瑞穂市
外国人利用施設への直接訪問による啓発	岐阜市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市	多治見市、瑞穂市

(7)-3 外国人関連事業者への予防的検査

- ・ 外国人パブ等のクラスターが発生した可児市において、従業員へのウイルス検査を実施。

⇒3月2日から外国人派遣事業所、外国人パブ等に対する検査を開始。

（234人：3月4日時点）

(8) ストップ「コロナ・ハラスメント」

- ・ 「新型コロナはだれでも感染する可能性があり、私達が闘っている相手は人ではなくウイルス」「感染した方を『思いやり』、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者等の方々に『感謝』」という意識啓発、人権侵害に関する相談体制の強化、ネットパトロールを継続。

対策2 医療・福祉対策

(1) 感染拡大兆候の事前探知に向けた予防的検査の実施

(1)-1 国と連携したモニタリング検査の実施（国・県事業）

- ・ 再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国と連携し、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等を実施。

【事業概要】

- ・ 地域：緊急事態措置実施中・解除済計11都府県＋北海道・沖縄（予定）
- ・ 場所：「繁華街・歓楽街」「駅」「学校」「事業所」など
- ・ 件数：全国で1日1万件を想定（本県は1日300～500程度予定）
- ・ 方法：検査キットを配布する「スポット配布型」、事業所単位の「団体検査型」など

【本県における事業】

- ・ 事業開始：3月4日（木）
- ・ 検査場所：当面、スポット配布型として県内各地で施設等の利用者に対し実施。

(1)-2 高齢者施設、外国人パブ等での予防的検査の実施、対象拡大の検討

- ・ 「高齢者入所施設の従事者を対象としたPCR検査モデル事業」を実施。感染者数の多い岐阜市と連携して、予防的なPCR検査を実施し、その成果や課題を踏まえ、対象施設・対象地域を拡大。

⇒3月4日時点で103施設3,027人から申込あり。

引き続き、全対象施設（229）に対して事業参加を呼びかけ。

- ・ 外国人パブ等のクラスターが発生した可児市において、従業員へのウイルス検査を実施。

⇒3月2日から外国人派遣事業所、外国人パブ等に対する検査を開始。

（234人：3月4日時点）

- ・ 抗原検査を活用した定期的な検査についてモデル的に実施することを検討。

(2) 変異株への対応

- ・ 変異株を確認するための検査の頻度を上げてスクリーニングを実施。

(3) 医療機関クラスターの教訓を踏まえた対応

- ・ クラスター発生時に県の院内感染対策協議会から派遣された感染症専門家による現地指導の実施。
- ・ クラスター発生事例について、専門家による分析を踏まえた県内医療機関への要因の共有。

(4) 「オール岐阜」でのワクチン接種の円滑な推進

(4)-1 体制の構築

- 市町村、医療関係機関と共に保健所毎に「ワクチン接種推進協議会」を設置。
- 県庁内に「ワクチン接種対策チーム」を設置。1月12日
- 専門家、医療関係機関等と共に、ワクチン接種の円滑化を図るため「新型コロナウイルスワクチン接種対策推進会議」を設置。
⇒第1回会議1月22日、第2回会議2月18日
- ワクチン供給方針を協議・調整する「ワクチン供給調整本部」を設置。
⇒第1回会議2月23日
- ワクチン接種体制に関する市町村との意見交換会を設置。2月24日
- ワクチン接種に係る電話相談窓口を設置。3月1日～

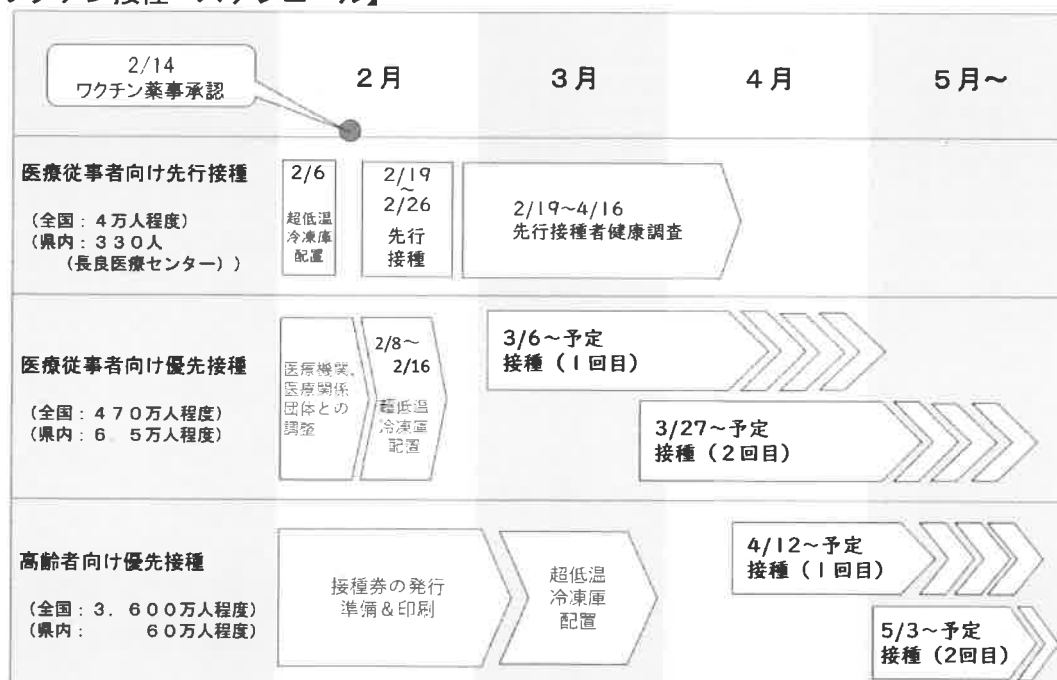
(4)-2 ワクチンの供給調整

- ワクチン供給調整に関する基本的考え方、医療従事者へのワクチン供給に関する方針の決定。2月23日
- 市町村へのワクチン供給方針の決定。3月4日

(4)-3 接種の実施

- 長良医療センターにおける医療従事者向けワクチン先行接種。
⇒ 被接種者数：330名を2月19、22、24、26日で実施
- 県内医療従事者へのワクチン優先接種。⇒ 3月6日～予定
- 県内高齢者へのワクチン優先接種。⇒ 4月12日～予定
- 高齢者への接種と同時に高齢者施設従事者や居宅サービス事業所従事者も接種可。

【ワクチン接種 スケジュール】



(5) 「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の強化

(5)-1 病床・宿泊療養施設の拡充

- 各医療機関に確保済の病床の最大限の活用（圏域を越えた受け入れ促進）に加え、可能な限りの病床上積み。

⇒1月22日に50床、2月3日に19床増床し、現在計694床

- 宿泊療養施設については150床を目標に増床。

⇒1月12日に岐阜圏域で137床確保し、現在計603床

合計現在1,297床。今後1,500床を目指す。

(5)-2 後方支援病床の確保、運用

- 医療機関の病床を効率的に活用するため、退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」を確保。

⇒2月4日に20床確保、3月1日に36床追加で確保し、現在計56床

(6) 福祉施設における対策

- ぎふコロナガードによる施設の重点的チェックを引き続き要請。
 - 日常生活での予防策の徹底
 - 施設の感染防止体制（職員研修の実施など）
 - 持ち込まない対策（職員、利用者、委託業者への水際対策）
 - 施設内の対策（利用者の体調管理、食事場所対策等）
- 福祉施設の入所者に感染者が確認された場合、速やかに専門家を派遣し、感染拡大防止や業務継続に係る支援を実施。
- 感染再拡大阻止に向け、職員や施設管理者、利用者ご家族へ幅広く感染防止対策の継続を依頼。
- 全施設を対象とした集団指導において、感染防止対策の継続を徹底。
- 高齢者施設従事者についても優先的にワクチンを接種。
- 「高齢者入所施設の従事者を対象としたPCR検査モデル事業」を実施。感染者数の多い岐阜市と連携して、予防的なPCR検査を実施し、その成果や課題を踏まえ、対象施設・対象地域を拡大。

⇒3月4日時点で103施設3,027人から申込あり。

引き続き、全対象施設（229）に対して事業参加を呼びかけ。

対策3 学校教育対策

「学びを止めない」という意識のもと、年度末・年度始めという時期を踏まえ、授業や部活動、学校行事等の学校運営の各場面における感染防止対策を徹底したうえで、学校教育活動を継続。

(1) 年度末・年度始めの学校行事等（感染防止対策を徹底し、実施）

- ・ 卒業式・入学式は、参加者の身体的距離が確保できる配席とし、短時間で実施（在校生の参加回避、保護者等の参加制限などの対策を講じる）。
- ・ 終業式・始業式等は、ICTや放送機器を活用し分散実施を基本。
- ・ 高校入試、合格発表・合格者説明会は、密集を回避し、常時マスクを着用するなどの基本的な感染症対策を徹底。
- ・ 卒業生には、長期休業中の部活動への参加や卒業旅行等の自粛を周知。

(2) 部活動対策（感染リスクの高い活動対策、対外試合等は日帰り実施）

- ・ 感染リスクの高い部活動（球技における1対1など近距離で接触する活動、近距離で行う楽器演奏等）の実施にあたっては、感染防止対策を徹底したうえで、他の練習メニューを組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とすることや、状況に応じて休止を含め制限することを検討。
- ・ 活動開始前の健康状態の確認、飲食・部室利用時の感染防止対策を徹底。
- ・ 対外試合等は日帰りを基本に実施（訪問先の感染状況・感染症対策を十分に確認（国の「緊急事態措置区域」に指定されている地域を除く））。
- ・ 部活動への影響を回避するため、日常生活においても、家族ぐるみで大人数での会食を控えるなど、感染防止対策を働きかけ。

(3) 各学校での感染防止対策の徹底確認（コロナガードによる点検徹底）

- ・ 各学校の「ぎふコロナガード」が、家庭と連携して、健康状態の確認など基本的な感染防止対策の実施状況を徹底的に確認。
- ・ 春休み等の期間であることから、家族ぐるみで対策を徹底。
- ・ 学校では、オンライン授業を活用するなど状況に応じた学習支援を継続するとともに、時差登校の継続について検討。
- ・ 歯磨きは、周囲への飛沫の飛散やエアロゾルの発生が懸念されるため、洗い場での密集を回避し、個別に実施。
- ・ トイレ掃除は、教職員の指導のもとで手袋を着用して実施。水しぶきが飛散する場合には、適切な防護具（フェイスシールド、ビニールエプロン等）を着用。

(4) 授業等における対策

- ・ 感染リスクの高い活動（長時間、近距離で対面形式のグループワーク、近距離で行う合唱等）の実施にあたっては、感染防止対策を徹底したうえで、リスクの低い他の活動と組み合わせ、当該活動を短時間とするなど工夫し、状況に応じて休止を含め制限することを検討。

(5) 寮・寄宿舎等における対策

- ・ 寮や寄宿舎の設置学校では、共同生活における感染防止対策を徹底。
- ・ 帰省後、寮や寄宿舎に戻る際にウイルスを持ち込まないように、帰省先や移動中もマスクや手指消毒などの基本的な感染防止対策を徹底。

対策4 経済・雇用対策

長引くコロナ禍の影響を受けた事業者に対する、事業継続と雇用の維持に向けた支援、アフターコロナを見据えた事業展開への支援、県産品の需要喚起、観光の段階的再開の検討など、新年度の実施に向け準備を進める。

(1) 事業継続・雇用対策（「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」「雇用調整助成金」等の徹底活用）

- ・ 事業者が支払う信用保証料の全額を県と県信用保証協会が負担する融資制度「新型コロナ経営改善資金」の創設、「経済変動対策資金」等の既存の融資制度の償還期間や据置期間の延長により資金繰りを支援。
- ・ 出向で人材を受け入れた企業に対する「労働力シェア促進交付金」を創設し、人材不足の企業と人材に余剰がある企業との雇用維持に向けた人材マッチングを支援。
- ・ 離職を余儀なくされた方々を雇用した中小企業に対する「離職者雇用奨励金」により、早期再就職を支援。
- ・ 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」、「雇用調整助成金」、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の周知徹底。

(2) アフターコロナを見据えた事業展開等の支援

- ・ 「アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金」により、アフターコロナに向けた小規模事業者の事業転換や新分野への展開等を支援。
- ・ 「アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金」を創設し、中小企業のアフターコロナに対応する新商品開発・生産に資する設備導入を支援。
- ・ 中小企業のデジタル技術を活用した業務の効率化・自動化等を支援する「中小企業等スマートワーク促進補助金」のほか、商店街のオンライン事業等を支援する「商店街DX事業費補助金」を創設し、DXを推進。

(3) 県産品の需要喚起対策

- ・ 県産品アンテナショップの店舗やECサイトにおける割引販売の実施のほか、大手ECサイトにおける県の第3セクターと連携した販促キャンペーンの開催など、県産品の需要を喚起。
- ・ 県内の朝市、直売所、飲食店での県産農産物のPR活動などによる地産地消運動を展開するとともに、県と連携している海外の大手百貨店での現地プロモーションや大阪での販売ルート開拓により、農産物の販売を拡大。
- ・ 構造材や内装材に加え、新たに住宅の改修時に外壁や木塀などに県産材を一定量以上使用した住宅の建設者に助成するとともに、林業・木材事業者によるWEBを活用した国内外での販路拡大に向けた取組みを支援。

(4) 観光の段階的再開の検討

- ・ 県内観光施設の「G o o g l e マイビジネス」への登録を促進し、G o o g l e マップによる国内外へのプロモーション環境を充実。
加えて、感染収束後の「ぎふの旅」を促すべく、名古屋駅デジタルサイネージ等を活用して、県内観光地の魅力を再発信。
- ・ 県内の感染状況やG o T o トラベルの再開状況を見極めつつ、平日や閑散期の利用促進も意識した、県の宿泊割引キャンペーンの段階的な実施を検討。
- ・ 地域で取り組む感染防止対策のP R や、地域内での観光消費回復に資する取組みに対して支援を実施。

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年	5月15日	策定
(令和2年	6月2日	変更)
(令和2年	7月10日	変更)
(令和2年	8月1日	変更)
(令和2年	9月1日	変更)
(令和2年	9月19日	変更)
(令和2年	11月25日	変更)
(令和3年	1月9日	変更)
(令和3年	1月14日	変更)
(令和3年	3月1日	変更)
(令和3年	3月8日	変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

令和2年5月15日

【 参考：緊急事態措置に関する経緯 】

令和2年4月16日

「緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒県）」に指定

令和2年5月14日

上記区域からの除外

令和3年1月14日

「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定

令和3年3月1日

上記区域からの除外

目次

1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④ 遊技施設等（カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等）	10
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	13
3 県の催事施設	
共通する事項	15
(1) 屋内の催事施設	16
(2) 屋外の催事施設	17
(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	17

1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

- **人との距離の確保**
 - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。（できるだけ2m。最低1m）
 - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - ・ できる限り予約を取って外出しましょう。
- **マスクの着用**
 - ・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）
- **手洗いの励行**
 - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
- **自らの体調管理の徹底**
 - ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。 ○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。 ○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） ・ テーブル、イス等の削減等により確保。 ○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） ・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	○ 入場制限 ・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。

入場者の制限	○ 入場時の健康確認 ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	○ 勤務体系・勤務場所の分散 ・ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 ・ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 ・ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	○ 頻繁な換気 ・ 複数の窓開けによる通気のよい換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	○ 従業員のマスク着用（必須） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 対面場面の遮断措置 ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	○ 入口等での手指消毒等 ・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ・ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ・ ペーパータオルの設置（トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止）。
施設・物品の清掃・消毒	○ 徹底した清掃・消毒 ・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。 ・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分（キーボードなど）については、使用者の手指消毒を徹底。〕
廃棄物対策	○ 密閉して廃棄 ・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。 ・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	○ 毎日、従業員の健康チェック（必要に応じ検温） ・ 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。 ・ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ・ 日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
入場者の周知	○ 入場者への周知徹底 ・ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が多い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- ・ 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- ・ 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- ・ 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- ・ 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ チケット自動販売機のスイッチ
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に食事をしましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- ・ 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- ・ タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ ショッピングカートの手すり
- ・ 買い物かご
- ・ セルフレジのタッチパネル
- ・ レジテーブル
- ・ 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- ・ 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 必ずマスクを着用しましょう
- ・ 買い物は少人数でしましょう
- ・ 空いている時間に買い物をしましょう
- ・ 短時間で買い物をしましょう
- ・ レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
- ・ 買いだめや買い急ぎは控えましょう
- ・ 買い物の回数を減らしましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- ・ 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- ・ 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ・ ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- ・ マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン
- （※ 使い捨て物品採用も検討）
- ・ 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
- ・ ロビーのテーブル、カウンター
- ・ 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
- ・ 貸し出し器具
- ・ 共同トイレのドアノブ、流水レバー
- ・ 送迎バス等

- ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
- ・ 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
- ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- ・ 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ カラオケ機のリモコン、マイク
・ 食器、コップ、箸、スプーン、調味料等
(※ 使い捨て物品採用も検討)
・ テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等
・ 個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 歌唱中もマスクを着用しましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

＜パチンコ店、ゲームセンター等＞

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- ・ 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- ・ 飲食の禁止。
- ・ 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ パチンコ台のハンドル等
・ スロット台のボタン、レバー等
・ 玉、玉貸機スイッチ
・ メダル、メダル貸出機スイッチ
・ ゲーム機操作レバー、ボタン等

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 遊技中もマスクを着用しましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
 - ・ 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者の間のソーシャル・ディスタンスを徹底。
 - ・ 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - ・ 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - ・ カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - ・ 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - ・ 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - ・ つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ アイスペール、マドラー
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン
- （※ 使い捨て物品採用も検討）
- ・ カラオケ機のリモコン、マイク

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 必ずマスクを着用しましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ できるだけマスクを着用しましょう
- ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・ 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、 合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・ マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・ 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- ・ 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・ 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ トレーニングマシン、トレッドミル
・ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ 人と人との間隔を適切に保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう

<マッサージ等>

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
- ・ 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
- ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
- ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（できるだけ2m。最低1m。）
- ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
- ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
- ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
- ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マージャン店>

- マージャン店は密状態になりやすく、複数の者がマージャン卓やマージャン牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
- ・ マージャン卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マージャン卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
- ・ サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマージャン卓1台当たり2個）
- ・ マージャン牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
- ・ 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマージャン卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。

3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

※ 共通する事項

- ・ 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- ・ 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- ・ 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- ・ 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- ・ 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- ・ 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- ・ 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- ・ 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- ・ 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- ・ 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- ・ 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- ・ イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年3月5日付け事務連絡「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」を準拠する。

収容率	人数上限
大声なし※1 100%以内	5,000人
大声あり※2 50%以内	又は 収容定員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きい方

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。

（注）必要な感染防止策（以下）が担保されることが前提。

（1）徹底した感染防止等：①マスク常時着用 of 担保、②大声を出さないことの担保

（2）基本的な感染防止等：③（1）①～②の奨励、④手洗、⑤消毒、⑥換気、⑦密集の回避、⑧身体的距離の確保、⑨飲食の制限、⑩参加者の制限、⑪参加者の把握、⑫演者の行動管理、⑬催物前後の行動管理、⑭ガイドライン遵守の旨の公表

（3）イベント開催の共通の前提：⑮入退場やエリア内の行動管理、⑯地域の感染状況に応じた対応

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- 受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
- 共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 空いている時間帯に利用しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
- 大声での会話は控えましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・グループ討論、ワークショップ方式の講座等
・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・自動販売機のスイッチ
・屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
(例：握手会など)

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2m。最低1m。)
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。

- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表

新	旧
コロナ社会を生き抜く行動指針 令和2年 5月15日 策定 (令和2年 6月 2日 変更) (令和2年 7月10日 変更) (令和2年 8月 1日 変更) (令和2年 9月 1日 変更) (令和2年 9月19日 変更) (令和2年11月25日 変更) (令和3年 1月 9日 変更) (令和3年 1月14日 変更) (令和3年 3月 1日 変更) (令和3年 3月 8日 変更) 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部	コロナ社会を生き抜く行動指針 令和2年 5月15日 策定 (令和2年 6月 2日 変更) (令和2年 7月10日 変更) (令和2年 8月 1日 変更) (令和2年 9月 1日 変更) (令和2年 9月19日 変更) (令和2年11月25日 変更) (令和3年 1月 9日 変更) (令和3年 1月14日 変更) (令和3年 3月 1日 変更) 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表

新	旧
はじめに (略) 目次 1 ～ 3 (略) 1 県民の皆さん (略) 2 事業所・店舗 (略)	はじめに (略) 目次 1 ～ 3 (略) 1 県民の皆さん (略) 2 事業所・店舗 (略)

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表

新	旧											
3 県の催事施設 (略) ・ イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年3月5日付け事務連絡「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」を準拠する。	3 県の催事施設 (略) ・ イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年2月26日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を準拠する。											
<table><tr><th>収容率</th><th>人数上限</th></tr><tr><td>大声なし※1 100%以内</td><td>5,000人 又は</td></tr><tr><td>大声あり※2 50%以内</td><td>収容定員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きい方</td></tr></table> ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合 ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。 (注) 必要な感染防止策（以下）が担保されることが前提。 (1) 徹底した感染防止等：①マスク常時着用の担保、②大声を出さないことの担保 (2) 基本的な感染防止等：③（1）①～②の奨励、④手洗、⑤消毒、⑥換気、⑦密集の回避、⑧身体的距離の確保、⑨飲食の制限、⑩参加者の制限、⑪参加者の把握、⑫演者の行動管理、⑬催物前後の行動管理、⑭ガイドライン遵守の旨の公表 (3) イベント開催の共通の前提：⑮入退場やエリア内の行動管理、⑯地域の感染状況に応じた対応	収容率	人数上限	大声なし※1 100%以内	5,000人 又は	大声あり※2 50%以内	収容定員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きい方	<table><tr><th>内 容</th></tr><tr><td>・屋内、屋外とも5,000人以下。</td></tr><tr><td>・上記人数要件に加え、 屋内にあつては収容定員の50%以内の参加人数。 屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること (できるだけ2メートル)。</td></tr><tr><td>・併せて開催時間を21時まで短縮。</td></tr><tr><td>・感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）は徹底的に回避。密になりがちな集会も回避。</td></tr></table>	内 容	・屋内、屋外とも5,000人以下。	・上記人数要件に加え、 屋内にあつては収容定員の50%以内の参加人数。 屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること (できるだけ2メートル)。	・併せて開催時間を21時まで短縮。	・感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）は徹底的に回避。密になりがちな集会も回避。
収容率	人数上限											
大声なし※1 100%以内	5,000人 又は											
大声あり※2 50%以内	収容定員50%以内（≤10,000人） のいずれか大きい方											
内 容												
・屋内、屋外とも5,000人以下。												
・上記人数要件に加え、 屋内にあつては収容定員の50%以内の参加人数。 屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること (できるだけ2メートル)。												
・併せて開催時間を21時まで短縮。												
・感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）は徹底的に回避。密になりがちな集会も回避。												

特定都道府県等においては、緊急事態宣言の延長に伴い、催物の開催制限等の適正な運用を実施されたい。

事務連絡
令和3年3月5日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、
施設の使用制限等にかかる留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、特定都道府県（1都3県）における留意事項等を示す。概要は別紙のとおり。なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

また、1都3県における緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 特定都道府県における催物の開催制限

（1）催物の開催制限の目安

令和3年2月4日付け事務連絡1.（1）①のとおり取り扱うこと。

（2）人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11日付け事務連絡1.（3）及び令和3年2月26日付け事務連絡1.（1）②のとおり取り扱うこと。

(3) その他留意事項

① 営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)③(I)のとおり取り扱うこと。

② 本目安の取扱い

上記の(1)、(2)及び(3)①については、令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)③(II)のとおり取り扱うこと。具体的には以下のとおりとする。

【3月2日以前に販売されたチケット】

当該チケットは、令和2年11月12日付け事務連絡1.の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

【3月3日から本事務連絡発出まで、及び、本事務連絡発出から周知期間中(最大4日間)までに販売されたチケット】

当該チケットは、3月3日から本事務連絡発出まで、及び、本事務連絡発出から周知期間中(最大4日間、3月6日～9日)まで販売された分について、3月2日以前に販売されたチケットを含めても、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

【周知期間後に販売されるチケット】

当該チケットは上記(1)、(2)及び(3)①のとおり取り扱うこと。

③ 年度末等に向けて行われる行事等

令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)③(III)のとおり取り扱うこと。

(4) 緊急事態宣言解除後の取扱い

1都3県が緊急事態宣言の対象から除外された場合は、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)のとおり、目安等を取り扱うこととするが、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する。

2. 特定都道府県における施設の使用制限

令和3年2月26日付け事務連絡2.(1)のとおり取り扱うこと。

なお、本事務連絡1.(4)と同様に、1都3県が緊急事態宣言の対象から除外された場合は、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡2.(2)のとおり、目安等を取り扱うこととするが、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する。

3. 特定都道府県における外出の自粛等

令和3年2月26日付け事務連絡3.(1)のとおり取り扱うこと。

4. その他留意事項

①特定都道府県以外の都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限及び外出自粛の取扱い

1都3県以外の都道府県においては、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡1.～3.のとおり取り扱うこと。

②感染拡大防止に必要な取組の継続

令和2年11月12日付け事務連絡2.～4.、令和3年2月4日付け事務連絡3.及び4.、令和3年2月26日付け事務連絡4.など、都道府県及び関係各府省庁においては、これまでの事務連絡に示された感染拡大防止に必要な取組を継続すること。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要

(基本的な考え方)

- 1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、
 - ✓ 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
 - ✓ 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。)
 - ✓ 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。

＜施設利用関係＞

施設の 種類	施設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	-20時までの営業時間短縮、1時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

＜イベント関係＞

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)

(その他留意事項)

- 卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。
- 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行も、自粛を働きかける。

特定都道府県における緊急事態措置以外の対応

＜施設利用関係＞

施 設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること - の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。）	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ
物品販売業を営む店舗（1000平米超）（生活必需物資を除く。）	
サービス業を営む店舗（1000平米超）（生活必需サービスを除く。）	

特定都道府県等においては、3月1日以降の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、営業時間短縮要請への協力、感染防止策の徹底等を促すための適切な周知・助言等を行われたい。

事務連絡
令和3年2月26日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和2年11月12日付け事務連絡により通知したとおり、令和3年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。また、令和3年2月4日付け事務連絡により通知したとおり、緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知することとされている。

3月1日以降の催物開催及び緊急事態宣言解除後の取扱いについては、当面4月末まで、下記のとおりとするので、留意されたい。緊急事態措置等の概要は別紙1、イベント開催制限等の段階的緩和の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、実証調査等を通じて新たな知見が得られ、収束傾向が継続している場合等には要件のあり方を検討することがあることに留意されたい。また、5月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

①催物の開催制限の目安

令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)①のとおり取り扱うこと。

②人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11日付け事務連絡1.(3)のとおり取り扱うこと。

なお、上記の人数上限及び収容率要件の解釈について、令和2年9月11日付け事務連絡1.(3)の解釈のほか、以下の点について、留意すること。

- 同一施設内で、別々に入退場管理する等、人の流れが厳密に管理できる場合（例：同一展示場で、家具展と絵画展等、入退場口の異なる複数の催物が開催される場合）、各催物等に対し、人数上限及び収容率要件を適用しうることに留意すること。ただし、催物開催時に、別々に入退場管理せず、自由な人の移動ができる場合（例：1つの展示会中の催物として、複数の講習会を開催する場合）には、自由移動できる催物全体で人数上限及び収容率要件を適用すること。
- 人数上限及び収容率は、入退場管理が行われ、催物会場内の参加者数が特定できる場合には、催物会場に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。ただし、催物会場に同時に滞在する参加者数が分からない場合は、1日当たりの参加者数などを用い、施設内の収容状況を推定し、人数上限及び収容率を算定すること。

③その他留意事項

(I) 営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、特定都道府県においては、20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を働きかけることとする。なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の働きかけの対象とする必要はない。

(II) 本目安の取扱い

上記の①、②及び③(I)については、緊急事態宣言が発出された場合又は延長された場合、令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)③(II)のとおり取り扱うこと。

(III) 年度末等に向けて行われる行事等

年度末等に向けて人の移動が活発になり、また、卒業式等の行事の開催が見込まれる。こうした行事については、感染防止を徹底す

るとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。特に、より多くの人が集まる行事、例えば、大学の卒業式は適切な開催のあり方を慎重に判断するよう働きかけること。

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛を働きかけること。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県

①催物の開催制限の目安

基本的対処方針の三(3)6)に基づき、催物開催の目安を以下のとおりとする。

【緊急事態宣言解除から原則4月11日※まで】

- ・ 収容定員が設定されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方を上限とする。なお、収容定員が設定されていない場合は、10,000人以下で開催すること。
- ・ 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。
- ・ また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年11月12日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

※ 緊急事態宣言解除から1か月程度、人流が多くなる春休み、土日を含まない観点から4月11日と設定

②人数上限及び収容率要件の解釈

本事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。

③その他留意事項

(I) 営業時間短縮等の働きかけ

各都道府県知事が地域の感染状況等に応じ、適切に判断すること。

(Ⅱ) 本目安の取扱い

上記の①、②及び③(Ⅰ)について、以下のとおり取り扱うこと。

(Ⅰ) 2月28日に緊急事態措置の終了する府県

1) 3月1日から7日までに開催される催物

ア 2月4日付け事務連絡1.(1)③(Ⅱ)に記載の周知期間までにチケット販売が開始された催物(優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)

- ・ 2月4日付け事務連絡1.(1)③(Ⅱ)に記載の周知期間までに販売されたチケットは上記①、②及び③(Ⅰ)は適用せず、キャンセル不要(ただし、本事務連絡1.(3)①の人数上限等を超えるチケットについては、その超過分についてはキャンセルが必要)と扱うこと。

イ 2月4日付け事務連絡1.(1)③(Ⅱ)に記載の周知期間以降にチケット販売が開始された催物

- ・ 上記①、②及び③(Ⅰ)によること。

2) 3月8日から4月11日までに開催される催物

本目安は、本事務連絡が発出された日から、最大4日間の周知期間を経て、その翌日から適用すること。

ア 本事務連絡が発出された日までにチケット販売が開始された催物

- ・ 本事務連絡が発出された日までに販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは上記①、②及び③(Ⅰ)は適用せず、キャンセル不要(ただし、本事務連絡1.(3)①の人数上限等を超えるチケットについては、その超過分についてはキャンセルが必要)と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

イ 本事務連絡が発出された日までにチケット販売が開始されていない催物

- ・ 上記周知期間内に販売開始されるもの

周知期間内に販売されるチケットは、上記①、②及び③（Ⅰ）は適用せず、キャンセル不要（ただし、本事務連絡 1.（3）①の人数上限等を超えるチケットについては、その超過分についてはキャンセルが必要）と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

- ・ 上記周知期間後に販売開始されるもの

上記①、②及び③（Ⅰ）によること。

（ⅱ） 3月7日に緊急事態措置が終了を予定する自治体

- ・ 上記 2）のとおり取り扱うこと。

【原則 4 月 1 2 日以降】

令和 2 年 1 1 月 1 2 日付け事務連絡 1. のとおり取り扱うこと。

④ 年度末等に向けて行われる行事等

卒業式、入学式、入社式等については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。特に、より多くの人が集まる行事、例えば、大学の卒業式、入学式や入社式等はより慎重な対策の上で適切な開催のあり方を判断するよう働きかけること。

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛を働きかけること。

（3）その他の都道府県

①催物の開催制限の目安等

令和 2 年 1 1 月 1 2 日付け事務連絡 1. のとおり取り扱うこと。

② 年度末等に向けて行われる行事等

卒業式、入学式、入社式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛を働きかけること。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

①特措法に基づく営業時間の短縮等の要請を行う施設

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、令和3年2月4日付け事務連絡2.(1)①のとおり取り扱うこと。なお、別途通知している通り、「協力要請推進枠」に係る特措法担当大臣と協議の際、特定都道府県については、働きかけ活動の実施計画を提出していただくことになっている点に留意すること。

②①と同様の営業時間の短縮等の働きかけを行う施設

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、令和3年2月4日付け事務連絡2.(1)②のとおり取り扱うこと。

(2) 特定都道府県の対象から除外された都道府県

①特措法に基づく営業時間の短縮等の要請を行う施設

「2.(1)① 特措法に基づく営業時間の短縮等の要請を行う施設」に対する営業時間の短縮の要請については、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。なお、営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況等に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。

②催物の開催制限に係る施設及び収容人数が5,000人を超えるような大規模施設

催物の開催制限に係る施設及び収容人数が5,000人を超えるような大規模施設に対する使用制限の働きかけの目安について、以下の通りとする。なお、本事務連絡1.(2)③(Ⅱ)を準用すること。

(Ⅰ) 人数上限の目安

本事務連絡1.(2)①に準じること。なお、大規模施設について、分散退場等、感染防止対策の一層の徹底を前提として、人数上限を最大20,000人に緩和する実証調査を行うことができるものとする。実証調査を希望する大規模施設においては、国(関係省庁及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)及び都道府県に協議することとし、各都道府県においては、施設等から実証調査の実施に係る申出・事前相談があった場合には、その判断に当たって、あらかじめ国と十分に連携すること。

(Ⅱ) 収容率の目安

本事務連絡 1. (2) ①に準じること。

(Ⅲ) 営業時間の目安

各都道府県知事が、地域の感染状況等に応じ、適切に判断すること。

③催物の開催制限に係る施設及び収容人数が5,000人を超えるような大規模施設以外の施設

各都道府県知事が、営業時間の目安について、地域の感染状況等に応じ、適切に判断すること。

(3) その他の都道府県

令和3年2月4日付け事務連絡 2. (3) のとおり取り扱うこと。

3. 外出の自粛等

(1) 特定都道府県

①外出についての考え方

法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底すること。なお、その際、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

②旅行についての考え方

卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行については、自粛を働きかけること。

(2) 特定都道府県の対象から除外された都道府県

①外出についての考え方

当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。

②旅行についての考え方

大人数での会食を避ける観点から、卒業旅行をはじめとする旅行のうち、そうしたことが徹底されないものについては、当面、自粛・延期を促すこと。また、時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間での行動などを働きかけること。

特定都道府県及び感染が拡大している地域への旅行については、慎重な検討を求めること。

発熱等の症状がある場合は、旅行を控えるよう促すこと。

(3) その他の都道府県

①外出についての考え方

感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

②旅行についての考え方

大人数での会食を避ける観点から、卒業旅行をはじめとする旅行のうち、そうしたことが徹底されないものについては、当面、自粛・延期を促すこと。また、時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間での行動などを働きかけること。

特定都道府県及び感染が拡大している地域への旅行については、慎重な検討を求めること。

発熱等の症状がある場合は、旅行を控えるよう促すこと。

4. 会食の場面等における感染防止対策の徹底

令和3年2月25日新型コロナウイルス感染症分科会から、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」が政府に対してなされたところ。提言を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる会食の場面における感染防止対策を徹底するため、関係府省庁及び各都道府県は、下記の事項について、適切な対応を図られたい。

- ・ 関係省庁及び特定都道府県の対象から除外された都道府県は、緊急事態宣言解除後、当面、実施すべきものとして、別紙4「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」及び別紙5「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」を基に国民に、別

紙6「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方」を基に業界団体に周知すること。なお、関係府省庁及び各都道府県は、国民に対して、緊急事態宣言の対象であった地域とそれ以外の地域との間の往来の際にも、これらの事項に留意するよう周知すること。

- ・ 関係府省庁及び各都道府県は、国民に対して、飲食店を利用する際には、飲食店から求められる感染防止策に協力するよう周知すること。また、飲食店の感染防止策の支援に努めること。
- ・ 関係府省庁は、飲食店に係る業界団体に対して、業種別ガイドラインの遵守状況を評価し認定する業界団体独自の制度を、専門家とも連携の上で、構築するよう働きかけること。
- ・ 各都道府県は、ステッカーなどを用いた独自の認証制度を実施又は強化すること。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要

(基本的な考え方)

- 1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、
 - ✓ 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
 - ✓ 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。)
 - ✓ 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。

＜施設利用関係＞

施設の 種類	施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	-20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

＜イベント関係＞

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)

(その他留意事項)

- 卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。
- 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行も、自粛を働きかける。

特定都道府県における緊急事態措置以外の対応

＜施設利用関係＞

施 設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 -人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること - の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。）	-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ
物品販売業を営む店舗（1000平米超）（生活必需物資を除く。）	
サービス業を営む店舗（1000平米超）（生活必需サービスを除く。）	

イベント開催制限等の段階的緩和について

	収容率	人数上限	営業時間 短縮
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人	20時まで
経過措置 (約1か月、 ～4/11)	大声なし※ ¹ 100%以内 大声あり※ ² 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の分散退場等を全国の宣言解除後、実証調査。 実証開始前10,000人→実証開始後20,000人に緩和。	都道府県の判断
その他都道府県	注：エビデンスに基づく収容率 緩和を検討	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※ ³ 注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討	なし

※¹ 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合※² 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。※³ 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働かせる(人数上限なし)。※⁴ 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。※⁵ 必要な感染防止策(後記)が担保されることが前提。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙3】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とは触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場（飲み会）を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分に、
適切な大きさのアクリル板も設置され、
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、
同居家族以外では
いつも近くにいる4人まで。

外出はすいた時間と場所を選んで。
特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歡送迎会は控えて。
花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなりすぎないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

○収容定員別のイベントの人数上限の考え方

収容定員	考え方	
	大声なし	5,000人が上限 (収容率の適用なし) ※1
10,000人以下	大声あり	収容率の50%が上限 (場合によっては超えることあり) ※2
	大声なし	収容率の50%が上限
10,000人超から20,000人以下	大声あり	
20,000人超	大声なし	10,000人が上限 (結果、収容率は50%以下)
	大声あり	

※1 収容率が100%となることもあり得る。(収容定員が5,000人以下の場合)

※2 異なるグループ又は個人間では座席を一席空ける。同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要なし(この場合、収容定員の50%を超えることもある)。